

家庭用ガス温水床暖房・マイホーム発電契約
(選択約款)

令和3年10月1日実施

鷺宮ガス株式会社

目 次

1. この選択約款の位置付け	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 料金の支払い方法	3
9. 単位料金の調整	4
10. 名義の変更	5
11. この選択約款の解約	5
12. この選択約款の適用条件を満たさなくなった場合の精算	6
13. 適用条件の確認	6
14. その他	6
付 則	7
1. 実施の期日	7
2. この選択約款の揭示	7
(別 表1) 料金および消費税等相当額の算定方法	8
(別 表2) 料金表	10

1. この選択約款の位置付け

この選択約款は、4に定める適用条件を満たすお客さまに適用する料金プランに関する契約事項を定めたものです。この選択約款に定めのない事項は、当社のガス小売供給約款（一般用）を適用いたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定める託送供給約款またはガス小売供給約款（一般用）を変更した場合、法令等の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、この選択約款を変更することがあります。この選択約款の変更の際には、変更後の規定の内容および変更の効力発生日（原則として料金にかかわる条件は変更の直後の検針日の翌日、その他の供給条件は変更を行った日）の説明、書面交付等を（3）および（4）に従って行います。また、変更の効力発生日以降の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。
- (2) お客さまは、（1）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（4）に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項および変更の効力発生日のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項、変更の効力発生日ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、この選択約款の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要および変更の効力発生日のみを書面を交付することなくインターネット上での開示その他適切な方法により説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、ガス小売供給約款（一般用）によるほか、次のとおりとします。

- (1) 「ガス給湯器」とはエネルギー源として都市ガスを使用する熱源機により、温水を

発生させ、配管により温水を台所、洗面所、風呂およびシャワーの給湯栓まで供給して給湯を行う機器をいいます。

- (2) 「ガス温水床暖房」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により、住宅の居室の床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。なお、温風暖房、浴室暖房乾燥機は含まれません。
- (3) 「コージェネレーションシステム」とは、都市ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、燃料電池等により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する熱電供給システムをいいます。
- (4) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所を含みます。
- (5) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。なお、店舗、作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している併用住宅も含みます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。
- (8) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 住宅において、ガス給湯器およびガス温水床暖房を使用すること、もしくはコージェネレーションシステムを使用すること。
- (2) コージェネレーションシステムは、ガスエンジン、燃料電池等のものであって、その定格発電出力（機器容量）が3kW未満であること。
- (3) この選択約款にもとづく契約に係るガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。
- (4) 当社が（1）および（2）の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款にもとづく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以

下「契約成立日」といいます。)に成立いたします。

- (3) この選択約款以外の当社との契約からこの選択約款に料金プランを変更されるお客さまの適用開始日は、契約成立日後最初の定例検針日の翌日となります。
- (4) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の早収料金または遅収料金を、ガス小売供給約款（一般用）に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、あらかじめ定めた日に、毎月一度検針を行い、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより料金算定期間の使用量を算定し、お客さまに通知します。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いがガス小売供給約款（一般用）に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、別表1-1により算定された早収料金（消費税等相当額を含みます。）をお支払いいただきます。
なお、早収料金適用期間の最終日がガス小売供給約款（一般用）に規定する休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は別表1および別表2の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。
- (3) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (4) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (5) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金および単位料金（基準単位料金または調整単位料金）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが早収料金を算定できるようにいたします。

8. 料金の支払い方法

- (1) 料金は、口座振替、クレジットカード払い、または払込みのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の①、②の対象となる場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。
 - ①供給停止時の支払期限が到来したすべての料金
 - ②口座振替、若しくはクレジットカード払いが不能になっている料金

- (2) 当社は、口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合または、クレジットカード決済により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用後にクレジットカード会社から当社に対する立替払いの承認がされた場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものといたします。
- (3) お客さまが遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を支払期限までにお支払いいただき、この金額と遅収料金との差額（以下、「遅収加算額」といいます。）を翌月以降にお支払いいただきます。
- 遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、翌月以降の料金と同時にお支払いいただきます。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表2-2の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1-6のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

86,220円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表1-6に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価格から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が137,950円以上となった場合は137,950円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= (\text{トン当たりLNG平均価格}) \times 0.9550 \\ &+ (\text{トン当たりLPG平均価格}) \times 0.0457 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利および義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義を変更していただきます。
- (2) (1) の場合において、前に使用されていたお客さまとのガス使用契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申し込んでいただきます。

11. この選択約款の解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約できるものといたします。
- (2) お客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約できるものといたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (3) (1) または (2) の申し出にもとづく解約の日は、申し出が相手方に到着した日（以下「解約申出日」といいます。）以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。
- (4) この選択約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまからガス小売供給約款（一般用）にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

1 2. この選択約款の適用条件を満たさなくなった場合の精算

1 1 (2) なお書きの規定にかかわらず、お客さまが4の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ガス小売供給約款（一般用）の規定にもとづき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

1 3. 適用条件の確認

- (1) 当社は、4に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、使用場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し、契約終了日の翌日からガス小売供給約款(一般用)を適用いたします。
- (2) お客さまは、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款の解約の申し出があったものとみなし、1 1にもとづき契約を解約いたします。

1 4. その他

この選択約款に定めのないその他の事項については、ガス小売供給約款（一般用）を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和3年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、当社店口のほか、当社ホームページに掲示いたします。

(別 表 1) 料金および消費税等相当額の算定方法

1. 早収料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものいたします。ただし、別表1-3で規定する割引額が別表2-3に定める割引額上限を超える場合には、別表1-5で規定する早収料金を適用いたします。
2. 従量料金は、基準単位料金または本文9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に本文6の規定により算定した使用量を乗じて算定いたします。
3. 割引額は、本文6の規定により算定した使用量に対しガス小売供給約款（一般用）で算定される料金から本約款で算定される料金を差し引いたものいたします。ただし、割引額算定の結果が別表2-3に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。
4. 割引額算定の結果が別表2-3に定める割引上限額を超える場合、料金は、本文6の規定により算定した使用量に対しガス小売供給約款（一般用）で算定される料金から割引上限額を差し引いたものいたします。

(備 考) 上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

早収料金 = (基本料金 + 従量料金) (1円未満の端数切り捨て)

従量料金 = 基準単位料金または調整単位料金 × 使用量

割引額 = ガス小売供給約款（一般用）で算定される料金 - 本約款で算定される料金
ただし、割引額算定の結果が別表2-3に定める割引上限額を超える場合は、割引額 = 割引上限額と同一とし、早収料金は次の算式で算定することといたします。

早収料金 = ガス小売供給約款（一般用）で算定される料金 - 割引上限額

5. 料金が別表1-4の規定により算定される場合、早収料金は次の算式となります。

早収料金 = ガス小売供給約款（一般用）で算定される料金 - 割引上限額

6. 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

7. 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）（1円未満の端数切り捨て）

(別 表 2) 料金表

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用します。
- 料金表B 使用量が25立方メートルを超え、35立方メートルまでの場合に適用します
- 料金表C 使用量が35立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

基本料金（1か月およびガスメーター1個につき）および基準単位料金（1立方メートルにつき）は下記のとおりです。

適用区分	基本料金 (1か月およびガスメーター1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
料金表A	803.00円 (消費税等相当額を含みます。)	195.06円 (消費税等相当額を含みます。)
料金表B	1,177.00円 (消費税等相当額を含みます。)	180.10円 (消費税等相当額を含みます。)
料金表C	2,640.00円 (消費税等相当額を含みます。)	125.12円 (消費税等相当額を含みます。)

調整単位料金は、上記の基準単位料金をもとに本文9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 割引上限額

割引上限額 (1か月につき)	5,500円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	---------------------------